

平成十八年一月三十一日受領
答 弁 第 一 一 四 号

内閣衆質一六四第一四号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省船橋分室の業務内容に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省船橋分室の業務内容に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省船橋分室は、外務省大臣官房情報通信課に属し、千葉県船橋市に所在する。

三から五までについて

外務省船橋分室は、外務省の通信に関する業務の一部を行っているが、その内容等を具体的に述べることにより、外務省の保有する通信システム等が公となり、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

六について

外務省は、各種の方法により、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）第四条第七号に規定する国際情勢に関する情報の収集を行っている。